

ケアハウス ぬくもりの郷ウェルビー市原 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会が運営する軽費老人ホーム「ぬくもりの郷ウェルビー市原」(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安が認められ、かつ家族の援助を受けることが困難な高齢者に対して適正な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きとした生活を送っていただけるように努める。
- 2 施設は、施設利用者(以下「入居者」という。)の「人間性と意思を尊重」し、まごころで、感動されるサービスを提供することに努める。
- 3 施設は、入居者が地域社会から孤立することがないように、地域との交流を積極的に進めると共に、ニーズに合ったサービスを提供することにより地域へ貢献することを目指す。

第2章 職員の職種、定数及び職務の内容

(職員の職種、定数及び職務の内容)

第3条 施設は、国の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)」に示された所定の職員を配置し、施設の設置目的を達成するため、次の職務を行う。

(1) 施設長 1名

施設長は、施設職員の管理、業務全般にかかる実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うとともに、必要な業務の指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、入居者からの相談に応じ共に適切な助言及び必要な支援を行う。

(3) 介護員 2名以上(定員50名の法定基準)

介護員は、入居者に対して必要な生活支援等を行う。

(4) 栄養士 1名

栄養士は、入居者への食事提供のため、献立の作成や栄養量の計算等に努め、入居者の健康管理に努める。また、調理委託業者との連携を図ることにより調理上の衛生管理の指導に努める。

(5) 事務員 1名(兼務可)

事務員は、会計業務及び施設運営に必要な庶務を行う。

2 前項に定める者のほか、運営管理上必要な職員を置くことができる。

(勤務体制の確保)

第4条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、前項の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。

3 施設は、職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第3章 入居定員等

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は50名とする。

2 施設は、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、前項の定員を超えて入居させることは出来ない。

(入居資格)

第6条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。但し二人居室に同居する方の一方はこの限りではない
- (2) 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族による援助を受けることが困難である。
- (3) 感染症及び重度な精神的疾患等を有せず、共同生活に適応できる。
- (4) 各種介護保険サービスを利用することにより自力で日常生活を営むことができる。
- (5) 2名の身元保証人がたてられる。保証人は、入居者が施設での生活に適応できなくなったときは責任を持って身元引受けができる方である。

(入居に対する説明等)

第7条 施設は、入居申込者及び保証人に対し、運営規程の概要、重要事項説明書、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居に関する契約を文書により締結する。

第4章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービス提供の方針)

第8条 施設は、入居者が安心して生き生きと生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活ができる機会を適切に提供する。

(食事の提供)

第9条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を1日3食適切な時間に提供する。

(入浴の提供)

第10条 施設は「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に準ずる入浴の機会を提供し、入居者の清潔保持に努める。

(生活相談等)

第11条 施設は、入居者に対しては親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や介護保険サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。

(サービスの提供)

第12条 施設は、入居者が自発的な行動により地域社会と交流が図れるよう機会の提供や、外出の機会を確保するように努め、毎月、行事計画書を作成し掲示する。

2 施設は、入居者からの要望を受け入れながら、趣味、教養娯楽、交流行事等のレクリエーションを実施するように努める。

3 入居者に対する個別の介護等は、原則として実施しないものとする。但し、省令第16条第1項第5号に基づき、特別ケアサービス申込書が提出された場合には、契約に基づきその内容に関する個別介護を行う。

(サービス提供の記録)

第13条 施設は、入居者のこれまでの生活状況・家庭状況等を利用者台帳（ケースファイル）に記録し、入居後の健康管理・相談・助言等に備え、提供した具体的なサービス内容等を記録する。

(健康の保持)

第14条 施設は、入居者に対して、定期的に健康診断を受ける機会を提供することとし、その記録を保存するなど、日常における健康の保持、疾病の予防に努める。

2 入居者に対して随時、保健衛生の知識の普及・助言に努める。

(緊急時の対応)

第15条 入居者は、身体の急激な変化等により、緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、常時コールボタン等で緊急の対応を求めることができる。

2 施設は、入居者から前項に規定する緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を講じるものとする。

3 入居者は予め緊急連絡先を届出し、施設は、緊急時に速やかに当該緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関等へ連絡し、必要な措置を講ずる。

4 施設は、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

5 施設は、身体拘束を行う場合には、保証人と書面による必要な手続きを行い、身体拘束を行う際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(利用料の徴収)

第16条 施設は、入居者から利用料として、次に掲げる費用を徴収する。

(1) サービスの提供に要する費用

入居者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として千葉県知事が定める額とする。（省令第16条第1項第1号）

(2) 生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費として、物価変動その他の事情を勘案して千葉県知事が定める額を上限額とする。(省令第16条第1項第2号)

(3) 居住に要する費用

前号の光熱水費及び次号の費用を除く施設の管理費用とする。(省令第16条第1項第3号)

(4) 特別共通サービス費

施設内外で、入居者が快適な日常生活を保持するために通常必要となる共通的な費用とする。(省令第16条第1項第6号)

(5) 特別ケアサービス費

入居者が個別に選定する特別なケアサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用とする。(省令第16条第1項第5号)

(6) 居室に係る光熱水費

入居者の居室使用に係る電気、電話、水道料は実費または実費相当額とする。
また、11月から3月まで暖房するために必要な費用として別途冬季加算分として徴収する。(省令第16条第1項第4号)

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居者が遵守すべき事項)

第17条 入居者は、施設を利用するにあたり、別に定める「重要事項説明書&入居の約束」を遵守するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。

- 2 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない
- 3 施設は、災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、年2回以上の避難・救出その他必要な研修及び訓練を行うものとする。
- 4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 施設は、平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(防火管理者)

第19条 施設長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理者を定めなければならない。

- 2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成に関すること。
 - (2) 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
 - (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
 - (4) 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
 - (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理)

第20条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。尚、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならない
 - (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
 - (5) 特にインフルエンザ対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- 2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第21条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- 3 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- 5 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(苦情処理)

第22条 施設は、入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、苦情解決ができない事項については、第三者委員に相談や助言を求める。

(事故防止対策及び発生時の対応)

- 第23条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、事故発生の予防と防止のための指針を整備する。
 - 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと。
 - 5 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに千葉県、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
 - 6 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
 - 7 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 8 施設は、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(協力医療機関)

- 第24条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(秘密保持)

- 第25条 施設職員は、業務上知り得た入居者及び家族の個人情報等について守秘義務を負う。
- 2 施設は、施設職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者及び家族の個人情報等について漏らすことないよう、必要な装置を講ずるものとする。

(地域社会の連携)

- 第26条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

(身上変更の届出)

- 第27条 入居者は、入居後に身上に関する変更が生じた時は、その旨を遅滞なく施設に届出るものとする。

(職員の質の確保)

- 第28条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(入居者の処遇)

- 第29条 施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況

並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

- 3 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(人権擁護・虐待防止対策)

第30条 施設は入居者の人権擁護、虐待防止等のため委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、全職員に対し周知徹底の措置を図る。また、その責任者は管理者とする。

- 2 施設は、虐待防止のための指針を整備する。
- 3 施設は、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに千葉県、市原市及び関係機関等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、各関係機関等に報告を行い、再発防止に努める。
- 4 施設は、上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第31条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(掲示)

第32条 施設は、運営規程の概要、協力医療機関、苦情処理体制、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を施設内の見やすい場所に掲示する。

(改正)

第33条 この規程の改定は、理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則
- 1 この規程は平成27年3月16日より施行する。
 - 2 この規程の施行に伴い、ケアハウス「ぬくもりの郷ウェルビー市原」管理規程(平成15年12月1日施行)は廃止する。
 - 3 この規程は令和3年5月30日より施行する。
 - 4 この規程は令和6年4月 1日より施行する。